

郡山市歴史情報博物館ロゴマーク等制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 郡山市歴史情報博物館ロゴマーク等制作業務委託

(2) 目的

郡山市では、本市の豊かな歴史資料・文化財を収集・保管し、次世代へ継承するとともに、その活用及び情報の発信を図る拠点施設「郡山市歴史情報博物館」の整備を進めており、令和6年度中の開館を目指している。

当該施設を象徴的に示す視覚的なデザインを設定することにより、多くの市民や来館者に親しみを持って利用していただけるよう、施設の魅力やイメージを広く発信することを目的にロゴマーク等制作業務を行うに当たり、プロポーザル方式により最も相応しい事業者を選定するために実施する。

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間 契約締結の日から令和6年10月11日まで

(5) 提案上限金額 ¥2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

(5) 国税及び市税の未納がないこと。

(6) 直近2年間（公告の日の2年前から参加申込書の提出期限までの間）にロゴマーク等の制作業務の実績を有すること。

(7) 郡山市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 スケジュール

| 内容 | 日程 |
|--------------------|------------------------|
| 公告 | 令和6年4月12日（金） |
| 質問受付締切 | 令和6年4月26日（金） |
| 質問回答 | 令和6年5月7日（火） |
| 参加申込書及び提案書 受付締切 | 令和6年5月28日（火） |
| 参加資格審査結果通知 | 令和6年5月31日（金）まで |
| 一般投票 | 令和6年6月5日（水）から7月5日（金）まで |
| プレゼンテーション | 令和6年7月10日（水）（予定） |
| 結果通知 | 令和6年7月19日（金）（予定） |
| 見積徴取及び契約締結 | 令和6年7月下旬 |

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和6年4月26日（金） 17時15分（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールにて「12 担当部局」へ提出すること。送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答日 令和6年5月7日（火）

(4) 回答方法 郡山市ウェブサイトに掲載（事業者名非公表）

5 参加申込書及び提案書等の提出

(1) 提出書類

次の1から11までの書類を提出すること。

なお、「9 提案内容」については、電子データ（PDF形式）を保存したCD-Rも併せて提出すること。

| | 書類名 | 様式 | 部数 |
|---|--|------|----|
| 1 | 参加申込書 | 様式2 | 1部 |
| 2 | 業務実績表 契約書の写し（受注した業務の内容が分かるもの） | 様式3 | 1部 |
| 3 | 事業所概要書（パンフレット可） | 任意様式 | 1部 |
| 4 | 印鑑証明書 | | 1部 |
| 5 | 履歴事項全部証明書（法人のみ・原本） ※ 発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。 | | 1部 |
| 6 | 納税証明書 国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個 | | 1部 |

| | | | |
|----|------------------------------------|------|--------------|
| | 人) 住民税：直近1年分の法人住民税（法人）又は住民税（個人） | | |
| 7 | 委任状 ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ | | 1部 |
| 8 | 提案書 | 様式4 | 1部 |
| 9 | 提案内容 (4) 記載事項、(5) 留意事項を参照すること。 | 任意様式 | 正本1部 副本9部 |
| 10 | 業務実施体制 | 様式5 | 1部 |
| 11 | 参考見積書 | 様式6 | 1部 |

(2) 提出期限

令和6年5月28日（火） 17時15分（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて「12 担当部局」へ提出すること。持参の場合は、郡山市の休日をも定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。

(4) 記載事項

| 順番 | 項目 | 作成形式 | 規格 |
|----|-----------|--|-------------------|
| 1 | デザインコンセプト | | A4縦型、横書き、 片面1枚 |
| 2 | シンボルマーク | ・フルカラー ・モノクロ | A4縦型、片面1枚 |
| 3 | ロゴタイプ | ・フルカラー・日本語 ・フルカラー・英語 ・モノクロ・日本語 ・モノクロ・英語 | A4縦型、片面2枚以内 |
| 4 | ロゴマーク | ・フルカラー・日本語 ・フルカラー・英語 ・モノクロ・日本語 ・モノクロ・英語 | A4縦型、片面2枚以内 |

(5) 留意事項

- ア 1参加者当たり1提案のみとすること。
- イ 提出書類に記載された内容は、参考見積額の範囲内で行えるものであること。
- ウ 提案内容（副本）には、参加者を特定することができる内容（社名等）を記載しないこと。
- エ 提案内容（正本・副本）は、順番どおりに簡易製本（左綴じ）すること。
- オ 使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- カ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

6 参加資格審査結果の通知

令和6年5月31日（金）までに、電子メールで通知する。

7 審査方法

(1) 一般投票

提出されたロゴマーク（フルカラー・日本語）について、郡山市ウェブサイトを通じて一般投票を行う。

(2) プレゼンテーション、ヒアリング

「郡山市歴史情報博物館ロゴマーク等制作業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、本実施要領等で定めた選定基準により、提出された参加申込書、提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の契約候補者及び次順位者を決定する。

ア 実施日 令和6年7月10日（水）（予定）

イ 時間配分 準備 5分
（目安） 説明 10分
質疑応答 5分～10分

ウ 出席者 2名以内

エ 留意事項 プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、事前連絡の上持参すること。なお、HDMI 経由でプロジェクター出力することを前提とし、別に変換ケーブル等が必要な場合は出席者が用意すること。

オ 備考 社会情勢等により参集が困難となった場合は、ウェブ会議システムを活用したオンラインでの実施又は書面審査により行う場合がある。なお、これらの場合の実施方法については別途通知する。

(3) 審査結果の通知

参加者全員に、書面により通知する。また、市ウェブサイトに掲載する。

8 選定基準

提出された提案書等について、次の事項に基づき選定委員会の委員が採点を行い、最も評価の高い契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務実施体制（5点）
- (2) 業務実績（5点）
- (3) 提案内容の的確性（20点）
- (4) 提案内容の独創性（20点）
- (5) 提案内容の実現性（10点）
- (6) 提案に対する意欲（10点）
- (7) 一般投票（20点）
- (8) 参考見積（10点）

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 一般投票において、故意に不正な投票を誘導した場合
- (6) 参考見積書の金額が、1 (5) の提案上限金額を超過した場合
- (7) 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- (8) その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

10 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

11 著作権等について

(1) 提出書類の取扱い及び使用

ア 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者に全て帰属するものとする。

なお、提出書類の中で使用された第三者の著作物に関して当該第三者との紛争により郡山市が損害賠償等の責めを負った場合には、使用した参加者は、当該損害賠償等で支払った額に相当する額を郡山市に対し賠償することとする。

イ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

なお、郡山市は、本プロポーザルの実施に必要な範囲において複製することができるものとする。

ウ 契約候補者の提出書類については、著作権等に関する公開範囲について契約候補者と協議を行った上で、郡山市ウェブサイトに掲載する。この際、契約候補者は郡山市に、当該公開範囲の協議を行った提出書類の電子データを提供すること。

(2) 契約締結後の成果品の取扱い

ア 契約締結後、本業務の受注者は、仕様書に基づいて制作及び納品した成果品（ロゴマーク等のデザイン等）について、郡山市が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

イ 成果品に関して受注者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で郡山市に譲渡するものとする。受注者は、当該権利を、郡山市以外の第三者に譲渡してはならない。

ウ 受注者は、成果品が、第三者の著作権、商標権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、当該成果品が第三者の権利を侵害し、原著作物著作者等と受注者及び郡山市との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責は、受注者が負うこととする。

12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市文化スポーツ部歴史情報博物館準備室

電話番号 024-924-2691

FAX 番号 024-924-0059

E-mail hakubutsukan@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容は契約候補者を選定するためのものであり、本業務の実施に当たっては、選定された参加者の提案内容に拘束を受けないものとする。
- (4) プレゼンテーション、ヒアリング及び選定委員会の会議は非公開で行う。
- (5) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、提案書等の提出期限の日までに辞退届（任意様式）を提出すること。